

「千葉市地域防災計画の修正（案）」に対する パブリックコメント手続の実施結果について

「千葉市地域防災計画の修正（案）」に対する貴重なご意見をお寄せいただき誠にありがとうございました。

いただいたご意見の概要と市の考え方を取りまとめましたので公表します。

なお、ご意見の一部については、趣旨を損なわない範囲で要約又は集約して掲載させていただきますので、ご了承ください。

1 募集期間

平成30年2月1日（木）～2月28日（水）

2 募集結果

- (1) 提出者： 2人（郵送1人、電子メール1人）
- (2) 意見数： 11件
- (3) 項目別の意見件数

項目	意見数
共通編に関すること	9件
災害応急対策編 地震対策計画に関すること	2件
合計	11件

3 パブリックコメント手続による修正

- (1) 計画（案）を修正した箇所 0箇所
- (2) 意見の概要と市の考え方 別添のとおり

問い合わせ先

千葉市総務局危機管理課

電話 043-245-5151

FAX 043-245-5597

電子メール kikikanri.GE@city.chiba.lg.jp

「千葉市地域防災計画の修正（案）」への意見の概要と市の考え方

No.	記載場所	意見概要	意見に対する本市の考え方	修正
1	共通編（共-45-） 第2章 災害予防計画 第2節 安全で災害に強いまちづくりの推進 第5 建築物の耐震・不燃化	指定避難所における非構造部材の耐震化推進をお願いしたい。 千葉市は指定避難所となる屋内運動場（体育館）の耐震化は、ほぼ100%完了しているが、非構造部材の耐震化が進んでいないと、避難所として使用できなくなる可能性がある。	吊天井など非構造部材の耐震化については、避難所となっている市立学校ではすべて完了しておりますが、他の避難所についても、今後進めていきます。	—
2	共通編（共-52-） 第2章 災害予防計画 第3節 被害の軽減 第1 地震火災の防止	感震ブレーカーは、取り付けが簡単なため、促進を明記するほか、自主防災会の努力義務としても良いのではないかと。 また、器具が貸与になればありがたい。	感震ブレーカーの設置促進については、地域防災計画修正（案）の共通編P52に明記したところです。 重点密集市街地、要改善市街地を中心に、説明会などの実施を通じて広く普及啓発していきます。	—
3	共通編（共-62-） 第2章 災害予防計画 第3節 被害の軽減 第6 落下物等対策	家具転倒防止対策を一番必要としている、賃貸住宅（UR、公営住宅など）の一人暮らしの方について、家具転倒防止対策の障害となっている原状復帰義務免除の推進をお願いしたい。	現在、市民、事業者などに家具転倒防止器具の必要性について周知啓発を図るとともに、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などを対象に、器具取付費用の一部を助成しております。 なお、原状復帰義務免除については、賃貸人に働きかけていただくよう、関係団体と協議をしていきます。 また、市営住宅については、退居時に家具転倒防止器具を取り外していただいておりますが、壁のネジ穴等の原状復帰は求めていません。	—
4		家具は、新築の場合は出来るだけ作り付けとし、購入の場合は背の低い家具を選ぶことが必要である。 また、大型家電の固定については、事例を示さないと難しい。	家具転倒防止対策の具体例については、地域防災計画修正（案）の共通編P63に明記したところですが、引き続き、市ホームページ、広報紙などにより、家具転倒防止対策に関する情報をわかりやすくお伝えし、市民の皆様の自発的な取組みを支援していきます。	—
5	共通編（共-90-） 第2章 災害予防計画 第7節 要配慮者の安全確保 第2 在宅の要配慮者に対する対応	災害時に備えて個人専用のストーマ装具（パウチ）を避難所で備蓄（保管）をお願いしたい（耐用年数を超えた装具の入替は本人が行う）。	災害時に自己のストーマ装具の調達を容易にできるよう、平時に装具を市立施設で預かる体制の構築に向けて検討を進めているところです。	—

No.	記載場所	意見概要	意見に対する本市の考え方	修正
6	共通編（共-107-） 第2章 災害予防計画 第10節 救援・救護体制の整備 第5 し尿処理体制の整備	マンホールトイレに使うプールの水は避難所運営委員会が管理することを明記する。神戸の事例では、マンションのある地域ではあつという間になくなってしまったという。 また、マンホールトイレは、出来るだけ被害の出にくい場所に設置するべきである。	プール水の管理については、避難所運営委員会が行うことをマニュアルに明記するなど対応していきたいと考えます。 また、マンホールトイレの整備に当たっては、利用者の利便性や水源の位置などを考慮し、適正な場所に設置していきます。	—
7	共通編（共-109-） 第2章 災害予防計画 第11節 備蓄・調達体制の整備 第1 備蓄品の整備	避難所で飲料水分配用「紙コップ」の備蓄をお願いしたい。 ペットボトル水の配給が不足しても、紙コップを併用して分配すれば多くの人の水分補給が可能になり、また、ペットボトルに口をつけずに済めば、ペットボトルの再利用ができる。	災害時の給水体制については、ペットボトル水の配給以外に、市が設置する給水所において一人1日最低水量3リットルを給水することとし、給水所での給水は各家庭から持参する容器で行うこととしております。 なお、紙コップなどの日用品は、必要に応じて、民間企業との協定により調達することとしています。	—
8	共通編（共-111-） 第2章 災害予防計画 第11節 備蓄・調達体制の整備 第3 緊急調達体制の整備	ダンボールベッドについて災害時応援協定の締結をお願いしたい。 段ボールベッドは避難所での健康被害（エコノミッククラス症候群）などの予防となる。	家庭での食料などの備蓄については、1週間分を推奨するとともに、日ごろから自宅で利用している食料などを少し多めに買い置きし、消費した分を補完する、いわゆる「ローリングストック」や、災害時にガスや電気などが使えない場合にはカセットコンロなどが必要になることについて、引き続き、周知啓発していきます。	—
9	共通編（共-111-） 第2章 災害予防計画 第11節 備蓄・調達体制の整備 第3 緊急調達体制の整備	ダンボールベッドについて災害時応援協定の締結をお願いしたい。 段ボールベッドは避難所での健康被害（エコノミッククラス症候群）などの予防となる。	ダンボールベッドの有効性は認識しております。 現在、関連企業と災害時応援協定の締結に向け協議を進めております。	—

No.	記載場所	意見概要	意見に対する本市の考え方	修正
10	災害応急対策編 (地-93-)	避難所の運営は避難所運営委員が主体となるとともに、委員が怪我をした場合など任務を果たせない時の代替策や、避難所の鍵の管理について、平時の話し合いが必要である。	<p>避難所の運営については避難運営委員会が主体となることを明記しております。委員が不在の場合でも避難者を取り込んで、秩序だった運営が行えるよう、平常時から話し合いや訓練を行って頂きたいと考えており、市も、そのための活動支援を引き続き行っていきます。</p> <p>なお、避難所の鍵の管理は、避難所運営委員会での話し合いにより、鍵を共同で管理するなど、地域の実情に合わせて、対応して頂いております。</p>	—
11	第1章 地震対策計画 第8節 避難対策 第8 避難所の運営	<p>地域に合った車中泊を含めた在宅避難方法、土地利用計画をしっかりと明記して運営していく必要がある。</p> <p>また、エコノミークラス症候群予防体操は平時よりシニアリーダーを教育しておくことが有効である。</p>	<p>指定避難所への避難が原則となりますが、やむを得ず車中泊などで生活する被災者については、近隣の指定避難所での物資の配布、エコノミークラス症候群予防などのための保健師による健康相談などの対策を、今回の修正で新たに明記したところです。</p> <p>現在、九都県市首脳会議で、車中泊による避難者への対応を検討しているところで、今後は、その検討状況や国の動向等を踏まえ、さらなる対策を検討します。</p>	—